

平成 30 年度介護保険制度改正のお知らせ

●介護報酬がプラス0.54%改定されました。【平成 30 年 4 月 1 日施行】

介護報酬の改定にともなって、介護保険サービスを利用したときに利用者が事業者等へ支払う金額が変更されます。ご利用されるサービスの種類によって、これまでと比べて、増額や減額となる場合があります。詳しくは、ケアマネジャーやサービス提供事業者、または介護保険課までお問い合わせください。

●要介護（支援）認定の更新申請にかかる有効期間が、最大 36 か月に変わります。

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

●医療保険制度との整合性を図るため、介護保険サービスの自己負担が2割の人のうち、特に所得の高い人は負担割合が3割になります。【平成 30 年 8 月 1 日施行】

本人の合計所得金額が 220 万円以上で、同じ世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合 340 万円以上、2 人以上世帯の場合 463 万円以上の人は、サービスを利用した際の負担割合が 3 割になります。

●70 歳以上の人の高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部変更になります。

【平成 30 年 8 月 1 日施行】

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の所得区分が変更され、一部限度額が変わります（70 歳未満の人のみの世帯は変更ありません）。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

70歳未満の人

区分	限度額
※基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超 ～901万円以下	141万円
210万円超 ～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税 非課税世帯	34万円

※基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円

70歳以上の人（平成30年7月まで）

区分	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上の方)	67万円
一般 (市区町村民税世帯の方)	56万円
低所得者 (市区町村民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

（平成30年8月から）

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円

70歳以上で、「現役並み所得者」の人は、平成30年8月から新たに3つの区分に分かれ、限度額が変わります。そのほかの区分の人に変更はありません。

●福祉用具貸与の商品ごとの料金に上限額を設定。【平成 30 年 10 月 1 日施行】

福祉用具貸与の利用者に対して、商品の全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられます。これにより、利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるようになります。また、適切な貸与価格を確保するため、全国平均貸与価格から一定の範囲内で上限額を設定します。